

# 川越市立川越高等学校教員用タブレット端末の値決め仕様書

## 1 業務内容

タブレット端末（指定するソフトウェア等含む。）及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）の調達、納入、設定、それらの機器の保守管理等の導入業務とする。

### (1) タブレット端末等の調達・納入

#### ア タブレット端末等の調達

- (ア) タブレット端末等は本仕様書に示すものとし、納入及び保守対応を行うこと。
- (イ) タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- (ウ) タブレット端末等の調達、納入、設定、保守等すべての諸費用については、受注者の負担とすること。
- (エ) モデルチェンジ等の理由により、該当情報端末等の納入が困難となった場合は、発注者と協議の上、同等以上（第9世代以降）の性能を有する後継機種を納入すること。

#### 1) タブレット端末 (iPad)

仕様・機器明細		
端末	iOS iPad 第9世代 Wi-Fiモデル スペック 64GB 500g以下 10.2インチ	25台
【MDM】（5年）	Jamf Pro iOS 教育機関用 5年	25台
端末保証（5年保証）		25台
運用保守・ヘルプデスク		1式
キッティング設定作業		25台

### (2) 端末の制御に関するライセンスの調達及び構築（MDM等）

- ア 学校側と協議の上、MDMの構築を行うこと。
- イ ASMの支援を開設支援及び構築を行うこと。

### (3) 延長保証及び運用保守の提供（ヘルプデスク・故障対応窓口）

- ア 故障時においては故意による故障を除き無償で修理及び同一機種もしくは同等品

へ交換を行う事。また保証については年に2回以上とすること。

- イ 盗難による機器の紛失においては警察への届け出を行たうえで一定期間発見されなかった場合代替品を無償提供すること。
- ウ 学校側が要望する、MDM、ASMの操作代行を行うこと。  
また、MDMについては、販売事業者で技術支援担当を置くこと。  
修理依頼時において必要となるMDM修理完了後においてはテプラの貼り付け、再キッティングを行い返却すること。
- エ 連絡についてはメール、電話を用意することとし発信者の負担がかからないようフリーダイヤルなどの用意をすること。

#### (4) 初期設定

- ア 業者にて構築したMDM等の設定を各端末に設定し納品すること。
- イ 学校が求める場合、任意のテプラを貼ること。
- ウ 端末のシリアルナンバー、MACアドレスの一覧を提出すること。
- エ 出荷時段ボールについてはクラスごとで分ける通番を割り振る等学校側が仕分け及び配布しやすい工夫を行うこと。
- オ 導入する端末について、学校内の無線アクセスポイントのネットワークへの接続設定を行うこと。
- カ 本仕様書に明記していない場合であっても、機器等を円滑に運用するために必要なものがある場合、それらも含めること。

#### (5) 導入形態

リース契約 予定リース期間 令和6年8月1日～令和11年7月31日

### 3 負担区分

- (1) 機器の運搬費、納品場所への移動交通費（ガソリン代）等は、本事業費にあらかじめ含まれるものとする。
- (2) 使用者による機器の破損等で部品の交換、修理費用等が発生する場合には発注者の負担とするが、初期不良、納品時の破損等での部品の交換、修理費用等については受注者の負担とする。

### 4 守秘義務

- (1) 業務上知り得た個人情報、その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えい又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。
- (2) 業務上知り得た情報、画像などは、無断で転用してはならない。
- (3) この仕様書に記載がない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方

協議のうえで定めるものとする。

## 5 その他

- (1) 本仕様書の内容を遵守し、本調達にかかる機器の搬入等、発注者に対する諸手続きの費用を含むこと。
- (2) 発注者は、受注者が本業務の遂行にあたって必要となる情報を提供すること。
- (3) 数量、仕様等を変更する場合、及び本仕様書の内容の変更を必要とする場合は、発注者と受注者にて協議の上決定すること。
- (4) 本仕様に記載されていない事項は、発注者と受注者にて協議の上決定すること。
- (5) 本仕様書に記載の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議の上決定すること。